

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令
(農林水産三〇)

〔告示〕

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件(外務一三五)

○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件(同一三六)

○防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件(同一三七)

○円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同一三八)

○JICA海外協力隊の派遣に関する日本国政府とジョージア政府との間の書簡の交換に関する件(同一三九)

○義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律第十一条第一項の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針の一部を改正する件
(文部科学七一)

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第十一条第一項の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の一部を改正する件(同七二)

〔官庁報告〕

官庁事項

組織えDNA技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物について(公表)(農林水産省)

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等

国立研究開発法人土木研究所の役員
の任命の公表、日本弁護士連合会懲戒の処分関係

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他
会社決算公告

○農林水産省令第三十号
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
令和三年四月十五日
農林水産大臣 野上浩太郎

令和三三年四月十五日

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(昭和五十一年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 別表第一(第一条関係) 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) (略) (2) 飼料一般の製造の方法の基準 ア～ト (略) ナ フェイターゼ(その2の(6))は、豚、鶏、うすずら、魚類及び甲殻類を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。 (3)・(4) (略) (5) 飼料一般の表示の基準 ア (略) イ 飼料(飼料添加物を含むものに限る。)には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 (ア)～(エ) (略) (オ) (1)のウに掲げる表、(1)のキのウ、ケのウ及びコのウ、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケ及びサからナまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等 (カ)～(サ) (略) (注) (略) | 別表第一(第一条関係) 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) (略) (2) 飼料一般の製造の方法の基準 ア～ト (略) (新設) (3)・(4) (略) (5) 飼料一般の表示の基準 ア (略) イ 飼料(飼料添加物を含むものに限る。)には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 (ア)～(エ) (略) (オ) (1)のウに掲げる表、(1)のキのウ、ケのウ及びコのウ、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケ及びサからナまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等 (カ)～(サ) (略) (注) (略) |
| 2～5 (略) | 2～5 (略) |